

令和6年度

# 千葉県介護テクノロジー 定着支援事業費補助金

## ■ 申込期間

令和6年

7月25日(木)

～8月14日(水)

※ちば電子申請サービスにて事前申請の  
受付を開始します。



チーバくん

## ■ 補助額※昨年度から変更あり

補助対象経費の

4分の3※昨年度2分の1

- ・職員数に応じた補助限度額があります。
- ・県の予算を上回る申請があった場合、補助実績などを勘案し採択を行うほか、補助台数や補助額の調整を行う場合があります。

- 補助対象事業者 千葉県内に所在する介護保険法に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業者  
※住宅型有料老人ホームは補助対象外となります。※申請は法人単位となります。

- 補助対象機器 (1) 又は (2) の要件のいずれかに該当し、かつ、(3) の要件を満たすもの。

## (1) ソフトウェア 次のア・イを満たす介護ソフトであること。

ア.介護業務を支援するソフトウェアであって記録業務、情報共有業務、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっているものであること。

イ.「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」の対象となる事業所については最新版のケアプラン連携標準仕様に準拠し、サービス類型に応じて「居宅サービス計画書」「サービス利用票」のCSVファイルの出力・取込機能を実装したソフトであること。

ウ.アを満たした上で「入退院時情報連携標準仕様」又は「訪問看護計画等標準仕様」を実装したソフトウェア、厚生労働省が別途定める方式による財務諸表のデータ出力機能を有するソフトウェアの機能を有するソフトウェアについても対象とする。

## (2) タブレット情報端末

介護ソフトを試用するための端末であり、介護記録を現地で完結し、利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員の情報共有や移動負担の軽減及びコミュニケーションを図るためのインカム等。

## (3) その他

介護ソフト又はタブレット情報端末を使用に必要なWi-Fi機器、クラウドサービス等の保守経費、勤怠管理等のバックオフィス業務ソフト、AIを活用したケアプラン原案の作成支援ソフト、ICTの活用に向けたリテラシーの習得に必要な研修等の経費 など

※対象となる経費は当該年度分に限りませ

## ■ 介護ロボットと一緒に導入したい方へ

今年度から介護テクノロジーのパッケージ型導入支援事業ができました！

介護ロボットとICT機器等を同時に導入すると最大1,000万円補助します。詳細は千葉県HPをご覧ください。

交付申請様式や各種詳細は県HPまで。検索→[千葉県 ICT導入]

今年度、大幅に変更があります！要綱を必ず確認してください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/kaigorobot/kaigorobotjyouhou.html>

ちば電子申請サービスPC用リンク

[https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=337](https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=337)

千葉県介護業務効率アップセンター（介護ロボット・ICTの導入の相談及びキックオフセミナー動画はこちら）

<https://chiba-kaigocenter.com>



# 補助事業フロー



…事業者



…県

## 見積依頼

- メーカーや代理店に見積書を依頼します。作成日、有効期限、金額内訳は必ず記載してください。
- ※国内示前に発注・購入したロボットは**補助対象外**、見積有効期限は4か月程度が望ましいです。

## 事前申請

- ちば電子サービスにより事前申請を行います。見積書と指定の所要額調書を提出し、応募完了
- 【募集期間】令和6年7月25日（木）～令和6年8月14日（水）

## 事前審査

- 見積書の内容と申請金額等を審査します。
- ※対象外機器等である場合は個別に連絡

## 金額提示

- 補助予定金額について提示します。
- 補助予定金額の決定等により申請を取り下げの場合は申告し、これ以降の手続きは不要です。

## 事業実施

- 介護ICT機器を導入し、実際に事業所で使用開始します。
- ※導入は遅くとも年内中（令和6年12月27日）に行うこと

## 交付申請書の送付

- 必要な書類をそろえ、補助金交付申請書を送付します。※書面申請、一部データ提出あり
- 【申請期間】金額提示後に御案内（9月～10月）
- 【提出先】千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁高齢者福祉課 法人支援班あて郵送

## 内容審査・交付決定

- 提出された書類を審査します。
- 審査後、補助金額や機器について交付決定を行い、各施設に書面で通知します（11月を予定）  
※交付決定後に機器等を変更する場合は、導入前に事前に県庁まで御相談ください。

## 実績報告書の提出

- 使用した状況などを踏まえ、**令和6年12月末までに実績報告書**を御提出してください。  
※導入後書類が提出できるようになりましたら、速やかにご提出ください。

## 額の確定を通知

- 実績報告書から補助対象になるか等を再審査し、補助金額を確定したうえで、書面にて通知します。

## 請求書の送付

- 補助額を確定する書類が届きましたら、確定額に基づき、請求書をご送付ください。  
※最終の支払いは令和7年3月中旬予定です。

## 導入結果の報告

- 導入年度を含む3年間（令和8年度まで）導入結果報告書を県へ提出します。

### 問い合わせ先

千葉県庁 健康福祉部  
高齢者福祉課 法人支援班  
担当：青木

電話：043-223-2593

FAX：043-227-0050

電子メール：kourei5@mz.pref.chiba.lg.jp